●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
　また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

TEL：03-6848-8500（大代表）

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

https://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

3A3-111(B-240512)25-10 10K(AC)

製造業・廃棄物処理業等向け

環境汚染賠償責任保険

AIG損保

事業総合賠償責任保険 施設環境汚染特約

2025.10版	2025年2月1日以降保険始期契約用

環境汚染賠償責任保険は、突発的に発生した環境汚染に加えて、長期にわたって拡大した環境汚染に起因する第三者賠償事故や汚染浄化費用を補償します。

このパンフレットでは、製造業・廃棄物処理業等向けの環境汚染賠償責任保険についてご説明します。
建設工事業、解体工事業等のお客さまには、環境汚染賠償責任保険(請負型)をご用意していますので、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

3つの特長

1 環境汚染が発生した場合の各種損害について補償

環境汚染に起因する第三者の身体の障害、財物の滅失・毀損・汚損・使用不能または漁業権・入漁権の侵害による損害について、第三者からの賠償請求のみならず、環境法規に基づき行政機関に届出もしくは報告（通報を含みます。以下同様とします。）を行った場合または行政機関から汚染浄化命令を受けた場合に負担する損害を補償します。

2 長期にわたって拡大した環境汚染による損害も補償

一般的な賠償保険では突発的に発生した環境汚染に起因する第三者の身体の障害や財物の損壊等による損害は補償対象になりますが、長期にわたって拡大した環境汚染による損害は補償対象外です。この保険では、このような高額な損害になり得る環境汚染についても補償対象になります。

3 各種オプション特約により幅広い補償を実現

貴社のニーズにあわせてオプション特約を選択いただくことにより、洪水・高潮によって生じた環境汚染に起因する損害や、貴社の施設内で生じた環境汚染に起因する損害などを幅広く補償します。

CONTENTS

はじめに ………… 01
基本となる補償 ………… 03
オプション特約 ………… 06
　洪水・高潮による環境汚染補償特約 ………… 06
　オンサイト特約 ………… 06
　自動車・船舶に起因する損害担保特約(施設用) ………… 07
　排出者責任担保特約 ………… 07
　遡及日設定特約 ………… 08
ご契約の方法 ………… 09
ご契約の条件等 ………… 10
用語のご説明 ………… 13

基本となる補償

環境汚染に起因する他人の身体の障害、財物の滅失・ 毀損・汚損・使用不能または漁業権・入漁権の侵害による損害

■保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者の事業に関連して、日本国内の保険証券記載の施設から生じた環境汚染に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊等※1について、保険期間中に提起された賠償請求※2に基づいて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注)遡及日設定特約がセットされた場合は、保険証券記載の遡及日後に発生した環境汚染に起因して提起された賠償請求に限り、保険金をお支払いします。

※1 財物の滅失、毀損、汚損もしくは使用不能または漁業権もしくは入漁権の侵害をいいます。ただし、環境汚染のため被保険者が環境法規に基づき行政機関に届出もしくは報告を行った場合または行政機関から汚染浄化命令を受けた場合には、財物の損壊等があったものとみなします。以下同様とします。

※2 環境汚染のため被保険者が環境法規に基づき行政機関に届出もしくは報告を行った場合または行政機関から汚染浄化命令を受けた場合には、賠償請求がなされたものとみなします。以下同様とします。

■お支払いする保険金

- 損害賠償金(弊社の同意を得て支出する汚染浄化費用を含みます。)
- 損害拡大防止軽減費用
- 求償権保全費用
- 協力費用
- 争訟費用

※お支払いする保険金については、P11をご覧ください。

■事故例① 突発性の環境汚染による損害が発生

貴社工場の地上タンクが爆発。タンク内の有害物質が原因で隣接工場の従業員に健康被害が発生したほか、工場の建物等を汚損し、損害賠償請求を受けた。さらに貴社の施設内(敷地内)と施設外(敷地外)の隣接工場の汚染浄化費用も負担することになった。

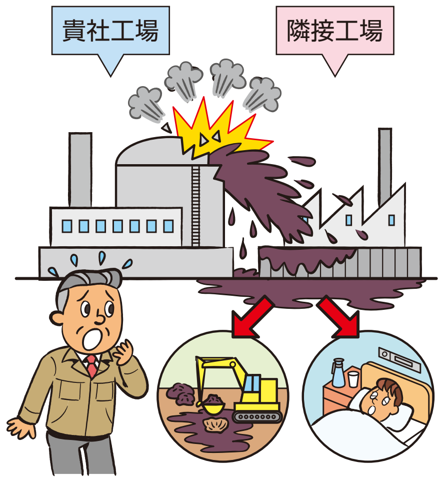

(当社比)

	一般的な賠償責任保険	環境汚染賠償責任保険
突発的に発生した環境汚染に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊等	施設内:○ 施設外:○	施設内:○※ 施設外:○
突発的に発生した環境汚染に伴う行政機関への届出もしくは報告または行政機関からの汚染浄化命令による汚染浄化費用	施設内:× 施設外:×	施設内:○※ 施設外:○

※オンサイト特約(P6をご覧ください)をセットした場合

■事故例② 徐々に拡大する環境汚染による損害が発生

貴社工場の排水処理設備から環境基準値を超過した汚染物質が流出し、貴社の施設内外(敷地内外)の汚染浄化費用を負担することになった。さらに、下流にある上水道施設は取水停止せざるを得ず、その営業損失について損害賠償請求を受けた。

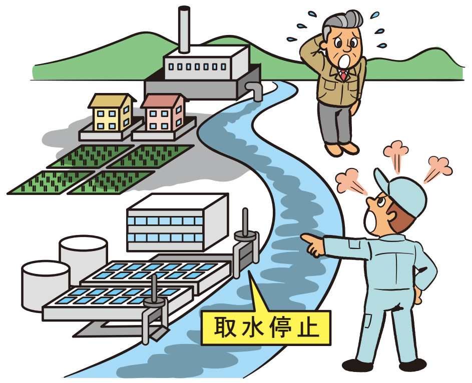

(当社比)

	一般的な賠償責任保険	環境汚染賠償責任保険
徐々に拡大する環境汚染に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊等	施設内:× 施設外:×	施設内:○※ 施設外:○
徐々に拡大する環境汚染に伴う行政機関への届出もしくは報告または行政機関からの汚染浄化命令による汚染浄化費用	施設内:× 施設外:×	施設内:○※ 施設外:○

※オンサイト特約(P6をご覧ください)をセットした場合

基本となる補償

環境汚染に起因する他人の身体の障害、財物の滅失・毀損・汚損・使用不能または漁業権・入漁権の侵害による損害

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

●次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●保険契約者または記名被保険者（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。）の故意
●記名被保険者以外の被保険者（被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。）の故意。ただし、保険金をお支払いできない場合は、その被保険者が被る損害に限ります。
●保険契約者または被保険者（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。）の故意による法令違反
●戦争、変乱、暴動、騒擾（そうじょう）または労働争議
●地震、噴火、洪水、高潮または津波（洪水・高潮については洪水・高潮による環境汚染補償特約をセットすることにより補償できます。）
●原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびそれらの化合物・含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
●酸性雨（雪または霧等を含みます。）
●被保険者に対してなされた差止め請求
●テロリズム行為
●施設内の環境汚染に対する汚染浄化費用の支出（オンサイト特約をセットすることにより補償できます。）

●次の環境汚染または賠償責任によって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次の施設または財物に起因する環境汚染
・石油・天然ガス・その他の鉱物または蒸気・温水を地中から採取・採掘するための施設
・海洋施設
・被保険者が所有、使用または管理する航空機、船舶または自動車（自動車・船舶に起因する損害担保特約（施設用）をセットすることにより補償できます。）
・被保険者の占有を離れた商品・飲食物
・被保険者の占有を離れ施設外にある廃棄物（排水・排気によらないもの）もしくはその他の財物
・地下貯蔵タンク。ただし、保険期間開始時に撤去されている地下貯蔵タンクを除きます。
・被保険者が保険期間中に施設の使用または管理をしなくなった場合において、その施設から生じた環境汚染
●石綿、石綿を含む製品または建築物・構築物等に塗布された鉛を含む塗料に起因する環境汚染。ただし、これらによる環境汚染について、土壌および地下水の浄化のための汚染浄化費用は保険金のお支払い対象となります。
●初年度契約の締結の際に、被保険者のうち役員または環境保全について責任を有する者が、初年度契約の保険期間開始前に発生していた環境汚染または環境汚染の原因となる事故について、被保険者に対して賠償請求が提起されるおそれのあることを知っていた場合または合理的に予見すべきであった場合において、その環境汚染または環境汚染の原因となる事故に起因する賠償責任
●保険期間開始前に提起されていた賠償請求の原因となる環境汚染と同一のまたは関連した原因による環境汚染によって負担する賠償責任
●被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任
●被保険者の役員または従業員が記名被保険者の業務に従事中に環境汚染にさらされた結果、被った身体の障害に起因する賠償責任
●被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、毀損、汚損または使用不能について、その財物に対し正当な権利を有する者に対する賠償責任
●悪臭、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動または日照不良に起因する賠償責任
●不動産価格の下落に起因する賠償責任
●施設内で生じた他人の身体の障害または他人の財物の損壊等に対する賠償責任（オンサイト特約をセットすることにより補償できます。）

オプション特約

基本となる補償を拡大する特約

✓ 洪水・高潮による環境汚染補償特約

洪水または高潮に起因して発生した環境汚染による次の損害および費用を補償します。
（1）他人の身体の障害または他人の財物の損壊等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
（2）弊社の同意を得て支出する汚染浄化費用※

※環境法規に基づく行政機関への届出もしくは報告または行政機関からの汚染浄化命令の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。

■ 事故例

豪雨によって近隣の河川の堤防が決壊し、大量の水が貴社工場に流入した結果、地上タンクが損壊した。タンク内の有害物質が貴社工場の敷地外に流出し、第三者への損害賠償金と汚染浄化費用を負担することになった。

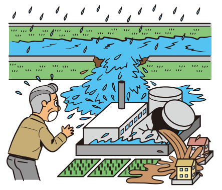

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中　2,500万円、5,000万円、1億円、3億円から選択 ※告知書の内容によってはご希望の支払限度額の設定ができない場合があります。
自己負担額	1事故250万円または基本契約の免責金額のいずれか高い金額

⚠ ご注意　保険期間と弊社の支払責任

保険期間中に洪水または高潮に起因して環境汚染が発生したことを記名被保険者の役員または環境保全もしくは環境汚染が発生した施設について責任を有する者が、はじめて知った場合（合理的に知り得たと弊社が判断する場合を含みます。）に保険金をお支払いします。

✓ オンサイト特約

基本となる補償では保険金のお支払い対象とならない次の損害および費用を補償します。
（1）施設※内（オンサイト）で生じた他人の身体の障害または他人の財物の損壊等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
（2）弊社の同意を得て支出する施設※内（オンサイト）の汚染浄化費用

※被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設をいいます。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

次の環境汚染または汚染浄化費用の支出によって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。
● 被保険者が環境法規で要請されていない自発的な環境汚染の調査・分析等を行ったことにより発見された環境汚染
● 保険証券記載の施設で行われるあらゆる工事、再開発、調査等の作業において、土壌を掘削、客土、搬入または移動させることにより発生する環境汚染
● 汚染浄化命令または水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に定める届出に基づかない措置による汚染浄化費用
など

支払限度額、自己負担額は基本となる補償と同額です。

オプション特約

基本となる補償を拡大する特約

自動車・船舶に起因する損害担保特約（施設用）

被保険者が所有、使用または管理する自動車または船舶により、日本国内で発生した環境汚染に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊等について、保険期間中に提起された賠償請求に基づいて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■ 事故例

①被保険者の従業員が運転するタンクローリーが橋梁上で事故を起こして横転。タンクが損壊して積載していた液体系有害物質を含む貨物が河川に広がり、汚染浄化費用を負担することになった。
②被保険者が運航する船舶が転覆し、貨物に含まれている有害物質が海に広がり、汚染浄化費用を負担することになった。

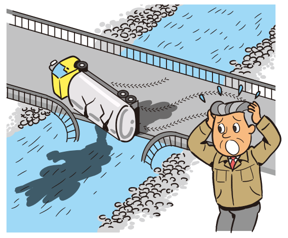

⚠ ご注意

①自動車の所有、使用または管理に起因する損害が発生した場合において、その自動車について自賠責保険契約または自動車保険契約を締結しているとき※は、弊社は、損害の額がその自賠責保険契約および自動車保険契約により支払われるべき金額に自動車保険契約において設定されている免責金額を加算した額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金をお支払いします。
②船舶の所有、使用または管理に起因する損害が発生した場合において、その船舶について船主責任保険契約を締結すべきときもしくは締結しているときは、弊社は、損害の額がその船主責任保険契約により支払われるべき金額に船主責任保険契約において設定されている免責金額を加算した額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金をお支払いします。
※自賠責保険契約については、締結すべきときを含みます。

支払限度額、自己負担額は基本となる補償と同額です。

排出者責任担保特約

被保険者の施設または被保険者が排出する廃棄物※1の処理等を委託する廃棄物処理業者（以下「施設管理者」といいます。）の廃棄物施設※2から生じた環境汚染に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊等について、保険期間中に提起された賠償請求※3に基づいて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※1 被保険者が排出する保険証券記載の廃棄物をいいます。以下同様とします。
※2 施設管理者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設もしくは設備をいいます。以下同様とします。
※3 施設管理者が環境法規に基づき行政機関に届出もしくは報告を行った場合または行政機関から汚染浄化命令を受けた場合を含みます。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

次の環境汚染によって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。
①被保険者の占有下にある廃棄物またはその他の財物に起因する環境汚染
②被保険者が知っていたまたは合理的に予見すべきであった施設管理者の故意または法令違反に起因する環境汚染
③保険証券記載の廃棄物以外の汚染物質に起因する環境汚染
④被保険者または施設管理者が保険期間中に施設の使用または管理をしなくなった場合において、その施設から生じた環境汚染
など

支払限度額、自己負担額は基本となる補償と同額です。

オプション特約

その他の特約

遡及日設定特約

保険証券記載の遡及日後に開始した環境汚染に起因して保険期間中に提起された賠償請求について、被保険者が被る損害を補償します。
この特約をセットして遡及日を設定することにより、保険料を低減することが可能です。

例）遡及日が初年度契約の保険始期日の場合

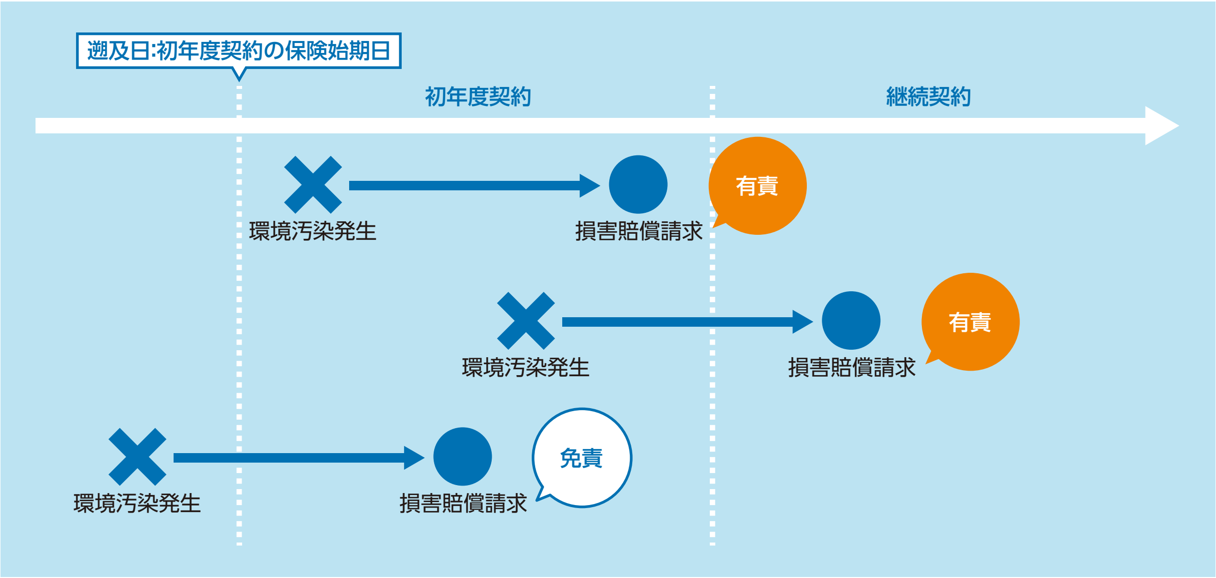

ご契約の方法

STEP 1 必要書類のご提出

次の書類・資料をご用意ください。

必ずご提出いただく書類・資料	必要に応じてご提出いただく書類・資料
□告知書	□会社案内 □業務内容の詳細がわかる資料

STEP 2 弊社からお見積りを提示

各種条件などについて、貴社とご相談の上、最終のお見積書を提示します。

※リスクによりお引受けができない場合や、ご希望の条件を提示できない場合があります。あらかじめご了承ください。

STEP 3 保険契約の締結

※ご契約を継続いただく場合も、上記とほぼ同様の手続が必要となります。

ご契約の条件等　ご注意いただくこと

1 主な対象業種

製造業、廃棄物処理業など環境リスクのある施設を所有・使用・管理する業種

2 適用される支払限度額（保険金額）・自己負担額（免責金額）

被保険者が負担する損害賠償金および費用（次ページ参照）を、保険金としてお支払いします。この場合において弊社がお支払いする保険金の額は、一賠償請求につき、次の算式により算出した額とします。
ただし、お支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべての支払保険金を合算して保険証券に記載の支払限度額（保険金額）を限度とします。

お支払いする保険金の額＝{((1)損害賠償金＋(2)費用)※－自己負担額（免責金額）}×縮小支払割合

※損害の軽減や求償権保全の義務を怠った場合は、損害の防止軽減または求償できたと認められる額を控除します。

支払限度額	ご契約時に設定いただく保険証券記載の支払限度額
自己負担額	ご契約時に設定いただく保険証券記載の自己負担額
縮小支払割合	ご契約時に設定いただく保険証券記載の縮小支払割合

3 被保険者の範囲

(1)記名被保険者
(2)記名被保険者の役員および従業員※
(3)保険証券の追加被保険者欄に記載された者

※派遣労働者および受入れした出向者を含みます。

4 補償対象地域

日本国内

AIG損害保険株式会社は、米国AIGのグローバルネットワークを活用し、環境汚染賠償責任保険の海外現地証券の発行が可能です。
※英文の環境汚染賠償責任保険（Pollution Legal Liability Insurance）による補償の提供となりますので、ご注意ください。
英文の環境汚染賠償責任保険の補償内容等は、弊社または取扱代理店にお問合せください。

5 保険期間

1年、2年、3年の3種類から選択いただけます。
ただし、告知書の内容により、保険期間1年とさせていただくことがあります。

ご契約の条件等　ご注意いただくこと

6 お支払いする保険金

お支払いする保険金は、以下のとおりとなります。

損害賠償金	概要
損害賠償金	被害者（損害賠償請求権者）に対して支払う損害賠償金
汚染浄化費用	汚染浄化措置または事後モニタリングのために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。ただし、オイルフェンス、油分吸着マットの設置等の汚染物質の拡散を防止するための応急措置に要した費用を除きます。

費用※	概要
損害拡大防止軽減費用	損害の発生および拡大の防止を目的とした措置を講じるために被保険者が支出した費用のうち、次に掲げる費用をいいます。 ア．身体の障害を被った者の応急手当または護送に要した費用 イ．支出につき弊社の同意を得た費用（環境汚染の原因となった箇所の修理に要した費用および汚染浄化費用を除きます。なお、オイルフェンス、油分吸着マットの設置等の応急措置に要した費用については、汚染物質の拡散を防止するために緊急の必要があると認められる場合に限ります。）
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために、弊社の求めに応じて被保険者が支出した費用をいいます。ただし、争訟費用を除きます。
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。）につき、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

※これらの費用のうち、損害拡大防止軽減費用、協力費用、争訟費用については、被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。

損害拡大防止軽減費用と汚染浄化費用のイメージ

※オンサイト特約をセットしていない場合
（オンサイト特約をセットした場合は、施設内の汚染浄化費用も対象となります。）

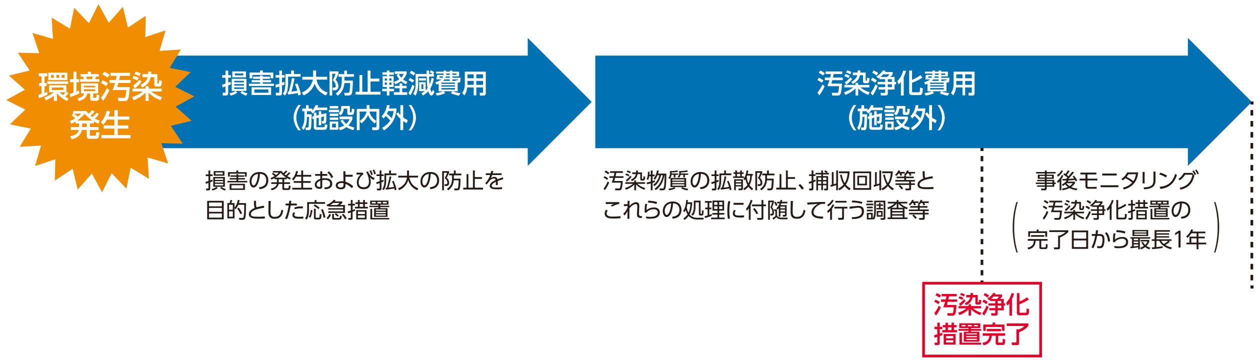

7 事故が発生した場合

保険金お支払いまでの流れ

事故のご連絡をいただいてから、保険金をお支払いするまでの一般的な流れは次のとおりです。

Step1.　事故発生のご連絡　貴 社

■事故が発生した場合、損害の発生および拡大の防止に努めてください。また、他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合は、その権利の保全・行使に努めてください。
■事故の状況、損害の程度、損害賠償請求があった場合にはその内容、重複保険契約の有無とその内容について、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社まで書面でのご通知をお願いします。

事故解決に向けてのアドバイスおよび必要書類のご案内　AIG損保

■貴社のご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。　■事故解決に向けてのアドバイスをさせていただきます。
■保険金請求に必要な書類についてご案内します。

Step2.　汚染浄化対応 / 相手方との示談　貴 社

示談についてのアドバイス

■必要に応じて、相手方との示談の進め方や示談内容等について、弊社からアドバイスを行います。相手方との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご連絡ください。示談は、被保険者ご自身で進めていただく必要がありますのでご注意ください。

Step3.　必要書類のご手配・ご提出　貴 社

■保険金請求書などのご記入、損害の立証書類などのご手配をいただき、ご提出をお願いします。

ご請求内容の確認　AIG損保

■保険金をお支払いするために必要な確認を行います。
■お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

Step4.　保険金のお受取り　貴 社

■お支払い金額、お支払い先などを貴社へ書面でご案内しますので、ご確認をお願いします。

保険金請求に必要な書類

一般的な事故の場合には下記の書類をご提出いただきますが、事故の内容により異なる場合や下記以外にも書類をご手配いただく場合がありますので、詳細は担当者よりご案内します。

●保険金請求書
●汚染浄化費用の請求書、明細
●工事請負契約書、商品納入書など事故に関する業務内容が分かる書類
●診断書、治療費の領収書、確定申告書など身体についての損害を証明する書類
●汚損個所の写真、修理見積書など財物についての損害を証明する書類
●示談書および損害賠償金の支払いを確認する書類

用語のご説明

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

い	一賠償請求	賠償請求の時もしくは場所または賠償請求者の数にかかわらず、同一のまたは関連した原因による環境汚染に起因して提起されたすべての賠償請求をいいます。また、一賠償請求となるすべての賠償請求は、最初の賠償請求がなされた時にすべての賠償請求が提起されたものとみなします。
お	汚染浄化措置	環境汚染により流出、溢出もしくは漏出し、または排出された汚染物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理、中和処理またはこれらの処理に付随して行う調査等をいいます。
	汚染浄化命令	環境法規に基づく行政機関からの汚染浄化措置もしくはこれに要する費用の支出に関する命令またはこれに準ずるものをいいます。
	汚染物質	固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。また、廃棄物には再生利用される物質を含みます。
か	環境汚染	流出、溢出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ、他人の身体の障害または他人の財物の損壊等が発生するおそれがある状態をいいます。ただし、自然界に元来存在していたものが集積または集中したものが単に発見された状態を指すものではなく、また、「かび、微生物、細菌等(芽胞または細胞分裂による増殖を行うものをいい、かび、病菌、ウィルス、バクテリアに限りません。また、それらの生物学上の生死は問いません。)」に起因するものを含みません。
	環境法規	大気の汚染、水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康または生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準および環境汚染が発生した場合に遵守すべき義務が定められた法令(条例を含みます。)をいいます。
け	継続契約	保険契約の保険期間の終了日を保険期間の開始日とする環境汚染賠償責任保険契約をいいます。
さ	財物の損壊等	財物の滅失、毀損、汚損もしくは使用不能または漁業権もしくは入漁権の侵害をいいます。ただし、環境汚染のため被保険者が環境法規に基づき行政機関に届出もしくは報告(通報を含みます。)を行った場合または行政機関から汚染浄化命令を受けた場合には、財物の損壊等があったものとみなします。
し	事後 モニタリング	汚染浄化措置の完了後に環境汚染により流出、逸出もしくは漏出し、または排出され、地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に残存する汚染物質の濃度等の状況を確認するための調査をいいます。ただし、汚染浄化措置の完了日(汚染浄化措置に通常要すると弊社が認める期間が経過した場合は、その時点で完了とみなします。)から1年を経過した日までに実施した調査に限るものとし、他人の健康被害を確認するための調査を含みません。
	施設	被保険者が、所有、使用または管理する保険証券記載の施設をいいます。 排出者責任担保特約では、次の定義となります。 被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設または被保険者が排出する保険証券記載の廃棄物の処理等を委託する廃棄物処理業者(「施設管理者」といいます。)が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設もしくは設備(「廃棄物施設」といいます。)をいいます。
	初年度契約	継続契約以外の環境汚染賠償責任保険契約をいいます。
	身体の障害	人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
ち	地下貯蔵タンク	タンク容量の10%以上の部分が地下に埋設されているタンクをいい、このタンクに接続されている地下パイプを含みます。
て	テロリズム行為	政治、宗教、イデオロギーまたはこれらに類似の理由から政府に影響を及ぼし、または大衆を恐怖に陥れることを目的としたもしくは特定の経済活動を混乱させることを目的とした個人または集団による行為(いかなる組織的背後関係を有すると否とを問いません。)であり、次に掲げる行為を含みます。 ア.テロリズム行為の発生に関連する全ての行為(テロリズム行為に引き続き発生する火災、爆発、略奪もしくは盗難またはテロリズム行為の掌握、防止および鎮圧を含みます。) イ.武力行使、暴力行為またはこれらを示唆することによる威嚇行為 ウ.電力等のエネルギー供給システムまたは電信電話回線システム等を妨害および撹乱させる犯罪行為 エ.日本国政府がテロリズム行為と認定した行為
は	賠償請求	被害の事実・原因等の具体的内容を明示して法律上の損害賠償責任に基づく補償を要求されたものをいいます。環境汚染のため被保険者が環境法規に基づき行政機関に届出もしくは報告(通報を含みます。)を行った場合または行政機関から汚染浄化命令を受けた場合には、賠償請求がなされたものとみなします。
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。